

資料3

県北地域ワーケーション施設 プロモーションツアー業務

企画コンペ提案審査要領

令和4年6月

岩手県県北広域振興局経営企画部

この「企画コンペ提案審査要領」は、県北広域振興局（以下「県」という）が実施する『県北地域ワーケーション施設プロモーションツアー業務』（以下「本業務」という）に係る委託候補者を選定するために行う企画コンペの審査について必要な事項を定めるものです。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画コンペの審査は、企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という）により実施するものとします。
- (2) 審査委員会は、企画コンペ参加者（以下「コンペ参加者」という）から提出された企画提案書等について、次に掲げる審査内容に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、コンペ参加者から提出された企画コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づいて行うものであること。
- (2) コンペ参加者が4者を超える場合には、審査委員会において、企画コンペ提案書等による審査（以下「一次審査」という）を実施し、上位と評された4者により、審査委員会において、企画コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものであること。なお、コンペ参加者が4者以下であった場合には、一次審査は行わないこと。
- (3) 審査委員は、企画コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、審査委員ごとに上位3者まで順位点（1位 - 5点、2位 - 3点、3位 - 1点）を付し、審査委員会で合計した総得点により順位をつけて県に報告するものであること。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議のうえ順位を決定するものとする。
- (4) コンペ参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、審査員の評価点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件とし、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

【採点基準】

	10点の項目	20点の項目	30点の項目
非常に優れている	10	20	30
優れている	8	16	24
問題はない（中位点）	6	12	18
やや問題がある（一部修正が必要）	4	8	12
問題がある（大幅な修正が必要）	2	4	6
採用できない	0	0	0

3 審査結果の通知

審査結果については、各コンペ参加者に郵送により書面で通知します。

4 採点基準

審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点
企画提案内容 が的確で、訴求 力のある内容 であること	業務目的の理解	・業務目的を十分に理解し、これを的確に達成する提案となっているか	10
	企画提案内容	・施設で行うテレワーク体験の内容は、その施設の魅力を活かしたものになっているか ・食事等は、その地域の魅力を活かしたものになっているか ・内容の質と量は情報発信に十分か	20
		・体験するコンテンツ等は、地域の魅力を多角的に体験できるものとなっているか ・内容の質と量は情報発信に十分か	20
		・招請するインフルエンサーには十分な発信力があるか ・情報発信の具体的な発信イメージや発信回数等には十分な訴求力があるか	30
業務を適正かつ確実に履行する能力を有していること	業務遂行能力	・提案内容を確実に履行できる十分な組織体制となっているか ・本業務に類する業務の実績は良好であるか	10
	積算内訳書	・本業務の積算に係る単価や数量は妥当なもので、提案内容と整合性がとれているか	10
合 計			100